

第2部 京都府環境行政を巡る情勢

第1章 法制度等の動き

今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型経済社会を基本とする事業活動や日常生活に伴う環境負荷の増大に起因するところが多く、現在の社会経済のあり方そのものやライフスタイルの変革が不可欠となっています。

このため、国においては環境への負荷の少ない持続可能な社会への転換を進めていくための法制度の整備等が進められてきています。

特に、12年の循環型社会形成推進基本法の制定を契機に、建設廃棄物や食品廃棄物、**グリーン購入***等に係る新たな法律が制定され、その後も自動車リサイクル法が制定されるなど、関係法令の整備が行われました。15年3月には同基本法に基づいて循環型社会への道筋を示した循環型社会形成推進基本計画が策定されています。

循環型社会の形成のためには、社会経済システムの変革と一人ひとりの意識・行動の変革が同時に進められることが重要です。こうした中で、国では環境と経済の統合を目指した取組や、地域環境力を重視した取組が進められています。また、国民一人ひとりの自発的・積極的な環境保全活動の促進を目的として15年7月に制定された環境保全・教育推進法が、16年10月に完全施行されました。

税制面では、環境税導入に向けての議論が高まっており、13年度から自動車税制のグリーン化（自動車税及び自動車取得税について、環境負荷の小さい自動車を購入する場合は軽課、環境負荷の大きい場合は重課）が行われています。また、15年8月には温暖化対策税制の具体的な制度案について中央環境審議会の専門委員会報告がとりまとめられ、温暖化対策税制の検討が進められています。

その他、都道府県を中心に、地方分権一括法で新設された法定外目的税を、環境政策面で活用しようとする動きが活発化しており、21府県で産業廃棄物を対象とした新税の条例が制定され、このうち、7県で既に施行されています（16年10月現在）。京都府においても12年5月に庁内関係課による「税制検討会」を設置し、15年7月には、学識経験者も含めた「環境と産業活動に関する研究会」を設置して産業廃棄物税等について検討を行い、16年3月に条例を制定し17年4月に施行する予定となっています。

表2-1 最近の環境関連法制度等の動き

年月	事項	意義・概要等
平成 5. 11	環境基本法 制定 (完全施行 6年8月)	国全体の環境施策の基本的方向を示す。 従来の公害対策、自然環境保護等の枠を越え、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備。
7. 6	容器包装リサイクル法 制定 (完全施行 12年4月)	廃棄物の減量・リサイクルを推進するため、容器包装ごみについて消費者・市町村・事業者の役割分担を規定。 〔 容器包装廃棄物の消費者・市町村による分別収集、事業者による再商品化等を品目別に義務付け。 〕
9. 4	新エネルギー法制定 (施行 9年6月)	新エネルギー利用等を定義するとともに、経済産業大臣による基本方針の策定など、新エネルギー利用等を円滑に進めていくための事項を規定。
6	環境影響評価法 制定 (施行 11年6月)	これまでの閣議決定（59年）に基づく運用から法制度として整備された。国の開発行為に対し環境アセスメントが法制度として行われることとなった。
	廃棄物処理法 改正 (完全施行 10年12月)	〔 廃棄物焼却施設の管理基準や規制の強化、管理・処理基準違反に対する罰則の強化、マニフェスト制度の導入などを追加。 〕

年月	事項	意義・概要等
10. 6	家電リサイクル法 制定 (完全施行 13年4月)	冷蔵庫・テレビ・エアコン・洗濯機の4家電品目に対しリサイクルを義務付ける法律。消費者は廃棄時にリサイクル費用を負担する。
	省エネルギー法 改正 (施行 11年4月)	地球温暖化に係る二酸化炭素の発生源であるエネルギーの使用量抑制として、エネルギーの使用合理化の推進。 トップランナー方式の導入による自動車・電気機器等のエネルギー消費効率の更なる改善の推進。工場・事業場でのエネルギー使用合理化の徹底。
10	地球温暖化対策推進法 制定 (施行 11年4月)	温室効果ガスの排出抑制に向け、国の基本方針や地方自治体や事業者、国民の役割を明記。地方自治体や大規模事業者には排出抑制計画策定や実施状況の公表を求め、国民に対しては国・地方自治体が指定する地球温暖化防止活動推進センターの設置により、普及・啓発、情報提供等を行う。
11. 7	ダイオキシン類対策特別措置法 制定 (完全施行 14年12月)	国民の健康の保護を目的に、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染に係る措置等を定めた法律。 耐用1日摂取量や環境基準の設定、都道府県レベルでの総量規制基準の設定や常時監視・調査の実施、健康被害への検討などを規定。
	P R T R法 制定 (完全施行 14年1月)	環境汚染につながる化学物質の排出量の届出を企業に義務付け、国民に開示する法制度。第1種指定化学物質を扱う事業者が届出義務の対象。排出データは各所管省庁で管理され、企業秘密以外のデータが国民に開示される。
	中央省庁改革関連法 制定	中央省庁の再編等を規定、2001(13)年から「環境省」発足。
12. 5	建設リサイクル法 制定 (完全施行 14年5月)	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付ける法制度。国は分別解体及び再資源化等の促進等の実施に関する基本方針を策定し、都道府県は基本方針に即し実施に関する指針を策定する。
	グリーン購入法 制定 (完全施行 13年4月)	国等の公的部門が率先して環境負荷低減製品等の調達を推進する法制度。併せて、環境負荷低減製品等に関する情報の提供等の措置を規定。
6	循環型社会形成推進基本法 制定 (完全施行 13年1月)	形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示した基本的な枠組み法。処理に係る優先順位を法定化し、循環型社会形成に向けての国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を明確化。
	廃棄物処理法 改正 (完全施行 13年4月)	廃棄物の発生抑制と適正なリサイクルや処分の確保を目的に法改正。国は廃棄物の減量その他廃棄物の適正な処理に関する基本方針を策定し、都道府県は基本方針に即し廃棄物処理計画を策定する。廃棄物処理施設の整備促進や不適正処理防止についても規定。
	食品リサイクル法 制定 (完全施行 13年5月)	食品の製造・販売事業者、レストランなどに食品残さの発生抑制やリサイクルなどを義務付ける法制度。国は食品廃棄物の再生利用等を推進するための基本方針を作成し、食品関連事業者は基準に従い再生利用等を実施する。
	資源有効利用促進法 改正 (施行 13年4月)	名称を「再生資源の利用の促進に関する法律」から改正。製品の省資源化・長寿命化による廃棄物の発生抑制、部品等の再使用や事業者による回収・リサイクルを義務付ける法改正。
13. 6	フロン回収破壊法 制定 (完全施行 14年10月)	オゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロンを大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、機器の廃棄時における適正な回収及び破壊処理の実施等を義務付け。
	自動車NO _x ・PM法 改正 (施行 14年10月)	名称を「自動車NO _x 法」から改正。特定地域における自動車排出ガスに含まれる窒素酸化物の更なる削減と、新たにディーゼル車から排出される粒子状物質の削減を目的に改正。特定地域の追加(京都府は特定地域に含まれない)。
	P C B特別措置法 制定 (施行 13年7月)	P C B廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、P C B廃棄物を所有する事業者等に、保管状況等の届出や法施行後15年以内の適正処分等を義務付け。

年月	事項	意義・概要等
14. 5	土壌汚染対策法 制定 (施行 15年2月)	土壌汚染による健康被害を防止するため、汚染原因者等に対し、汚染の除去等の措置命令、汚染の除去等の措置に要した費用の請求等を命ずることとした。
6	地球温暖化対策推進法 改正	京都議定書の締結に伴い、同議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、京都議定書目標達成計画の策定、計画の実施の推進に必要な体制の整備、温室効果ガスの排出の抑制等の施策等を明文化。
6	新エネルギー等利用法 (RPS法) 制定 (施行 15年4月)	エネルギーの安定供給に資するため、電気事業者による新エネルギーの利用に関する措置を講じる法律。電気事業者に対して、一定割合の新エネルギー等電気の利用を義務付け。
6	エネルギー政策基本法 制定	政府によるエネルギー基本計画の策定など、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を規定。
7	自動車リサイクル法 制定 (完全施行 17年1月)	使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者、引取業者、解体業者、破碎業者及び所有者等に、適切な役割分担を義務付け。
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 改正 (施行 15年4月)	名称を「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」から改正。条文をひらがな書き・口語体に改め、条文構成・手続規定を現代的に整理。狩猟免許に係る障害者の欠格条項の見直し。水辺域における指定猟法禁止区域制度導入による鉛製散弾の使用の制限。
12	自然再生推進法 制定 (施行 15年1月)	過去に損なわれた自然環境を取り戻すために行う自然再生事業をNPOをはじめとする地域の多様な主体の参画と創意による地域主導の新たな形の事業と位置付け、その基本理念と具体的手順等を定めた。
	省エネルギー法 改正 (施行 15年4月)	エネルギー需要の増加傾向が著しい民生業務部門等の対策強化の一環として、大規模オフィスビル等について、エネルギー需要実態を踏まえつつ、大規模工場に準じるエネルギー管理の仕組みを導入。
15. 7	環境保全・教育推進法 制定 (完全施行 16年10月)	環境問題を解決し、持続可能な社会を創っていくためには、行政のみならず、国民、事業者、民間団体が積極的に環境保全活動に取り組むことが必要であり、環境教育を推進し、環境保全についての国民一人一人の意欲を高めていくことなどを目的に法律を制定。
16. 4	廃棄物処理法 改正 (一部施行 16年10月) (完全施行予定 17年4月)	廃棄物最終処分場の跡地等において土地の形質変更を行おうとする者の届出義務、廃棄物の処理施設における事故時の措置、指定有害廃棄物の処理基準等を規定。
6	外来生物法 制定 (一部施行 16年6月)	特定外来生物の飼養、輸入等において必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的に制定。
	環境配慮促進法 制定 (施行予定 17年4月)	国等が環境報告書を作成・公表することにより、その事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを目的に制定。

(注) 法令名は通称を用いている。正式名称は以下のとおり。

容器包装リサイクル法＝「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」

新エネルギー法＝「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」

家電リサイクル法＝「特定家庭用機器再商品化法」

省エネルギー法＝「エネルギーの使用の合理化に関する法律」

地球温暖化対策推進法＝「地球温暖化対策の推進に関する法律」

P R T R法＝「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」

建設リサイクル法＝「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

グリーン購入法＝「国等による環境物品等の調達に関する法律」

廃棄物処理法＝「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

食品リサイクル法＝「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」

フロン回収破壊法＝「特定製品に係るフロンの回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」

自動車NOx・PM法＝「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」

P C B処理法＝「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」

新エネルギー等利用法＝「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」

自動車リサイクル法＝「使用済自動車の再資源化等に関する法律」

環境保全・教育推進法＝「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」

外来生物法＝「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

環境配慮促進法＝「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」

第2章 市町村の動き

近年、府民の環境に対する意識が高まる中で、行政のよりきめ細かな対応が求められており、住民と行政の一番身近な接点として市町村の果たす役割は大きなものがあります。

各市町村においては日常生活に伴って生じる一般廃棄物の処理やリサイクル、身近な環境保全、住民の環境保全意識の高揚を図るための普及啓発など各種の施策を展開しています。最近では、市町自らが環境保全に取り組む姿勢を示すため事業者に先駆けて **ISO14001*** の認証を取得する事例や、エコ・オフィス計画を定め庁内の環境保全活動を推進する事例、**リサイクルプラザ*** や研修ステーションを設置し、資源ごみの回収や環境学習に取り組む事例、身近な自然についての啓発資料を作成して環境教育に活用する事例、学校・幼稚園等において節電や節水などの積極的な取組を推進する事例などもみられます。その他、**低公害車*** の導入、太陽光発電システムや家庭用生ごみ処理機購入に対する助成、住民・事業者・行政の協働による環境保全活動の推進組織づくり等を行う市町村も増えています。

また、現在法律及び条例により、騒音・振動・悪臭に係る事務は、規制地域の指定、規制基準の設定等を除き市町村の業務となっており、こうした具体的な規制事務も行っているほか、地域住民の快適な生活環境を保全・創造するため、不法投棄等の未然防止・早期対応等への様々な取組など、各種施策を展開しています。

更に、このような状況の中で自然環境保全から地球環境保全まで幅広い取組を展開し、より総合的な環境行政を推進する観点から環境基本計画を策定したり、地球温暖化対策に係る実行計画を策定する市町村が増加しています。

府では、緑と文化の基金を活用した「京都府生物多様性保全推進事業」や「地域の自然と文化に学ぶみどりの体験活動支援事業」による地域の自主的な取組の支援や、「循環型地域モデル創造事業費補助金」を通じた、地域住民の協力を得ながら行う循環型社会の形成に向けた市町村等の先駆的事业等に対する支援を行っています。

また市町村における ISO14001 の認証取得や**環境マネジメントシステム*** の構築を支援するための研究会を実施しています。

表 2-2 府内市町村の環境保全への先駆的取組事例

取組事例	取組概要
「京のアジェンダ21」の推進 (京都市)	9年10月に環境と共生する持続型社会への行動計画「京(みやこ)のアジェンダ21」を市民、事業者、行政とのパートナーシップにより策定。10年11月に計画を具体化する推進組織の「京(みやこ)のアジェンダ21フォーラム」を設置し、ワーキンググループ等を設置し具体的取組を進めている。13年度からは、中小企業でも取り組みやすい京都版環境管理認証制度「環境マネジメントシステム・スタンダード(KES)」の審査・認証を実施し、15年度末までに300件を認証した。 また、14年度からKES学校版「環境にやさしい学校」の認証を開始し、8校を認証した。
バイオ・ディーゼル燃料化事業の取組(京都市)	京都市では、従来、廃棄物となっていた家庭等から排出される廃食用油を住民との協働により回収し、これをバイオ・ディーゼル燃料として再生し、全てのごみ収集車や一部の市バスの燃料として利用している。16年5月には自前で燃料を精製する「京都市廃食用油燃料化施設」が完成した。

取組事例	取組概要
バイオガス化技術実証研究の実施（京都市）	京都市では、11年度から、バイオマスエネルギー活用の一環として、市内ホテル等から排出される厨芥類等をメタン発酵させてガスを取り出し、これを燃料として電力と熱エネルギーに変換する実証研究を民間企業等と取り組んできた。 さらに15年度からは、京都中央卸売市場において実験的に使用している生分解性プラスチック製の魚箱と、同市場から排出される野菜くずを原料としたバイオガス化実証研究を、民間企業と連携して実施している。
太陽光発電設備、井水・雨水利用設備の設置（京都市）	環境負荷の少ない循環型のまちづくりを推進するとともに、将来を担う子どもたちはもとより、地域住民の環境への関心を高めるため、京都市立学校・幼稚園等において、太陽光発電設備、井水・雨水利用設備の設置推進・拡大の取組が進められている。16年10月現在で、太陽光発電装置が25カ所、井水利用設備が30カ所、雨水利用設備が213カ所に設置されている。
I S O 認証取得助成の実施（宇治市、城陽市）	市内中小企業者の I S O 9001 及び 14001 シリーズの認証取得を促進するため、認証取得した中小企業者に対してそれに要した経費の 1/3 を助成している。
ゴミ減量推進協力店制度の実施（向日市）	向日市では、包装の簡素化、再生利用品の販売促進、分別による再資源物の回収の強化等を行っている小売店を「ゴミ減量推進協力店」として認定し、住民に対しても啓発を進めていく制度を実施している。16年7月末現在で、38店を認定。
地球環境子ども村推進事業の実施（亀岡市）	子どもたちが様々な体験を通じて環境について学ぶことにより自発的な環境活動を推進するため「地球環境子ども村」を開設し、14年度から事業を実施している。自然環境に関する先駆的・先導的活動が評価され、16年度「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰を受賞した。
新エネルギーの導入（八木町）	家畜の糞尿と有機性廃棄物により消化ガスを発生させて発電を行う家畜糞尿等利用設備「八木バイオエコロジーセンター」を整備し、稼働している。また、太陽光発電システムを小・中学校、防災センターに設置し、緊急時にも対応できるよう災害に備え蓄電設備も整備している。
環境マネジメントシステムの取組 （京都市、亀岡市、園部町、城南衛生管理組合、向日市浄水場、宇治市、長岡京市、綾部市、城陽市、八幡市）	11年2月に園部町が府内自治体で初めて I S O 14001 の認証を取得（16年2月からは独自のシステムに移行）。京都市では12年1月に3事業所（山科区役所・青少年科学センター・東部クリーンセンター）が、13年2月には市工業技術センターが、15年9月には市役所本庁舎が、16年2月に石田環境保全センターが認証を取得。 また亀岡市が市役所庁舎を対象に12年7月に、城南衛生管理組合が13年7月に、向日市浄水場が13年11月に、宇治市と長岡京市が14年2月に、綾部市が14年4月に認証取得。城陽市では、京都精華大学との協働により15年3月に認証取得。 八幡市では、15年4月に環境自治体スタンダード（LAS-E）をベースにした独自の環境マネジメントシステムを構築している。
先進型廃棄物発電フィールドテスト事業の実施（綾部市）	14年度から稼働している可燃ごみ固形燃料発電施設の新エネルギーの有効性について検証する。可燃ごみを固形燃料化し、併設の燃料発電施設の燃料として使用しているが、発電有効性、耐久性、運転性能に係るデータ収集・データ解析を行うこととしている。
農業集落排水処理施設デイスポーザーの設置（夜久野町）	農業集落排水処理施設に接続して下水を処理している世帯にデイスポーザーを設置し生ゴミを粉砕処理することにより、ゴミの減量化を図っている。粉砕した生ゴミは、農業集落排水施設に併設されている汚泥コンポストシステムにより肥料化され、農地に還元することで有機資源の地域内循環を実現している。デイスポーザーの設置数は、16年10月現在で約400台。

表 2 - 3 府内市町村における環境基本計画等の策定状況（予定を含む）

市 町 村	環 境 関 連 計 画	策定年月
京 都 市	新京都市環境管理計画	8年3月
	京（みやこ）のアジェンダ21	9年10月
	美化推進等総合計画	10年2月
	京都市緑の基本計画	11年2月
	新京都市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画～京（みやこ）・めぐるプラン～	11年6月
	京都市ダイオキシン類対策推進計画	11年7月
	京都市地域新エネルギービジョン	12年3月
	新京都市役所エコオフィスプラン	12年3月
	京都市自動車公害防止計画	13年3月
	京都市建設リサイクル推進プラン'02	15年3月
	京都市地球温暖化対策地域推進計画（改定版）	15年6月
	京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略21	15年12月
	新京都市産業廃棄物処理指導計画	16年3月

市 町 村	環 境 関 連 計 画	策定年月
福 知 山 市	福知山市役所エコオフィス計画	11年5月
	福知山市地域省エネルギービジョン	15年2月
	福知山市環境基本計画	16年3月
舞 鶴 市	舞鶴市環境基本計画	12年3月
	舞鶴市地球温暖化対策推進実行計画	16年6月
綾 部 市	綾部市環境基本計画	11年3月
	綾部市地域新エネルギービジョン	15年3月
宇 治 市	宇治市緑化基本計画	5年3月
	宇治市ごみ処理基本計画	7年6月
	宇治市環境保全計画	12年3月
	宇治市地球温暖化対策実行計画	13年2月
	宇治市みどりの基本計画	13年3月
	宇治市都市分別収集計画	14年7月
	宇治市都市景観形成基本計画	15年3月
宮 津 市	宮津市廃棄物減量化再生利用推進計画	10年3月
	宮津市地球温暖化防止計画	12年6月
	宮津市地域省エネルギービジョン	13年3月
	宮津市役所地球温暖化対策実行計画	16年3月
亀 岡 市	地球環境子ども村計画	13年3月
	亀岡市環境基本計画	14年3月
	亀岡市ごみ処理基本計画	14年3月
	亀岡市地域新エネルギービジョン	16年3月
城 陽 市	城陽市環境基本計画	15年3月
	城陽市エコプラン	15年3月
向 日 市	向日市緑化推進計画	8年3月
	向日市環境基本計画	14年3月
長 岡 京 市	長岡京市環境基本計画	13年3月
	長岡京市緑の基本計画	16年3月
	長岡京市地球温暖化防止実行計画	17年3月
八 幡 市	八幡市みどりの基本計画	10年度
	八幡市エコ・アクション計画～地球温暖化対策アクションプラン～	13年4月
	八幡市環境基本計画	13年10月
京 田 辺 市	京田辺市生活排水処理基本計画	11年3月
	京田辺市ごみ処理基本計画	14年3月
	京田辺市地球温暖化対策実行計画	14年3月
	京田辺市環境基本計画	16年度
久 御 山 町	久御山町地球温暖化対策実行計画	14年3月
宇 治 田 原 町	宇治田原町環境保全計画	16年3月
木 津 町	木津町地球温暖化対策実行計画	15年3月
精 華 町	精華町一般廃棄物処理基本計画	15年3月
八 木 町	地球にやさしいエコオフィス八木推進計画	15年4月
大 江 町	大江町ごみ処理基本計画	6年3月
加 悦 町	加悦町景観形成基本計画	7年3月

第3章 京都府環境施策の概況

第1節 京都府環境施策の流れ

1 産業型公害問題への対処

我が国は、昭和30年代に世界に類のない高度経済成長を遂げましたが、一方で産業活動に伴う大気汚染や水質汚濁などの産業型**公害***が全国的に拡大しました。国は42年に公害対策基本法を制定するとともに、順次大気汚染、水質汚濁等の個別法を整備して規制等を強化するとともに、46年には公害行政を総合的に実施するため、環境庁を設置しました。

この間、府においては淀川水系河川の水質汚濁等の問題があり、企画管理部を窓口にした府内関係課がそれぞれ分掌して処理していましたが、国の法整備に伴い、総合的な環境行政を行うため、44年に衛生部環境衛生課に公害係を設置し、翌45年には同係を公害課に昇格させ、更に46年にはいわゆる「**上乘せ規制***」を盛り込んだ府公害防止条例を制定、47年には府公害対策審議会、府水質審議会を設置する等、公害行政を積極的に行ってきました。

2 都市・生活型公害への対処

このような規制強化や汚染を防ぐ環境技術が進歩したことなどから、特定の地域に局所的な健康被害をもたらす産業公害型の環境問題は非常に少なくなりましたが、ライフスタイルが変化する中で、通常の事業活動や日常生活に伴う環境負荷が増大し、自動車交通公害や生活排水公害、廃棄物問題など加害者・被害者が不特定な都市生活型公害がクローズアップされるようになり、また、自然環境の保全に対する意識も高まってきました。

府においても都市生活型公害が顕在化してきたため、47年に京都府淀川流域公害防止計画を策定し、京都地域の総合的な公害防止施策を講じるとともに、開発等によって失われる自然環境を保全するため、48年に府自然環境保全審議会を設置し、56年に自然環境の保全に関する条例を制定しました。

3 地球環境問題の意識の高まり

科学技術が進展し、測定や分析技術が進展する中で、地球環境問題が大きな国際課題となってきました。47年にローマクラブが「成長の限界」を発表し、また、国連人間環境会議（ストックホルム会議）が開催され、「人間環境宣言」を採択したほか、ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）やワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）が相次いで採択されました。

また、4年には気候変動枠組条約が採択されるとともに、「環境と開発に関する国連会議」（地球サミット）が開催されました。このような状況の中で、我が国の社会を環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革し、新たな環境政策を総合的に展開していくため、5年には公害対策基本法に代わり環境基本法が制定され、6年には環境基本計画が策定されました。

更に、9年には京都で気候変動枠組条約第3回締約国会議（**COP3（地球温暖化防止京都会議）***）が開かれ、**温室効果ガス***の削減等を目的とした「**京都議定書***」が採択されました。このCOP3は開催地・京都にとって、単なる国際会議を超えた大きな意味や影響をもつものとなりました。155カ国の締約国政府代表団やオブザーバー、国内外から多数の**NGO***や報道関係者など会議の参加者は合計で約1万人にも上り、会場での活発な議論にとどまらず、会期中はもちろん、会期前にも会場周辺地などでNGOや府・市民による様々なロビー活動や環境パフォーマンスが繰り広げられ、府民の地球環境保全に向けた意識の高揚に大きく寄与しました。

なお、京都議定書の運用ルールを巡る交渉は、各国の対立等の困難を乗り越え、13年にモロッコで開催された第7回締約国会議で最終合意に達し、16年11月のロシア連邦の批准を受けて17年2月16日

に発効しました。

4 「環境先進地・京都」を目指して

こうした世界・国の動きに対応する形で、府においても「府公害防止条例」に代わり7年に「府環境を守り育てる条例」を制定し、10年には「府環境基本計画」を策定するなど、「京都議定書採択の地」として「環境先進地・京都」を目指した取組を進めてきました。

11年には「京と地球の共生計画－地球温暖化対策推進版－」を策定し、全国トップレベルの温室効果ガス削減目標を掲げ、同年11月には全国都道府県で5番目となる**ISO14001***の認証を取得しました。14年12月には「地球温暖化対策プラン」を策定（16年12月改訂済）し、15年4月に設置した「地球温暖化対策プロジェクト」を中心に同プランに掲げた対策を推進しています。

また、深刻な環境問題を生みだし今後の経済社会の発展を制約するおそれがある大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから脱却し、廃棄物を抑制し、再利用する等循環型社会を目指して、12年に循環型社会形成推進基本法等関連法が制定・改正されましたが、府においても、ごみ処理や産業廃棄物対策に合わせ、**環境ホルモン***や**ダイオキシン***問題などの新たな環境問題に迅速かつ適切に対応するため12年4月に「循環型社会推進課」を設置しました。15年3月には、あらゆる主体が京都府において、循環型社会の形成を推進していくための指針として「府循環型社会形成計画」を策定し、循環型社会をめざした取組を進めています。

更に、13年4月には悪質・巧妙化する不法投棄等の防止を専門に担当する「不法投棄等特別対策室」を全国に先駆けて設置しました。14年には「府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」を制定し、15年4月には「産業廃棄物政策室」を設置する等、これまでの実績と京都の地域特性を踏まえつつ、他の模範となるような環境先進地を目指すことが府の環境施策の基本姿勢となっています。

表2-4 主な環境施策年表

年	国・世界の動き	京都府の動き
昭和		
42年	公害対策基本法制定	
43年		大気汚染防止法、騒音規制法施行に伴い、衛生部環境衛生課で事務を担当
44年		衛生部環境衛生課に公害係、衛生研究所に公害調査課を設置
45年	公害国会 公害関連14法案成立	衛生部に公害課を設置
46年	環境庁発足	公害防止条例施行 公害研究所設置
47年	国連人間環境会議開催、人間環境宣言採択 国連環境計画（UNEP）設立 自然環境保全法制定	公害対策審議会、水質審議会設置
48年	ワシントン条約採択	衛生部に公害対策室設置 自然環境保全審議会設置
50年		公害審査会設置
51年		衛生研究所と公害研究所を統合（衛生公害研究所）
56年		自然環境の保全に関する条例制定
60年	オゾン層保護のためのウィーン条約採択	
61年		水質審議会を公害対策審議会へ統合
62年	モントリオール議定書採択	公害対策室を環境対策室に改称、室内担当を再編整備
63年	オゾン層保護法制定	

年	国・世界の動き	京都府の動き
平成 元年		環境影響評価要綱制定
2年		緑と文化の基金設置
3年		京都の自然200選（植物部門）選定
4年	地球サミット（アジェンダ21*合意）開催 気候変動枠組条約、生物多様性条約採択	環境対策室に環境企画課及び環境管理課を新設 温泉審議会を自然環境保全審議会に統合 産業廃棄物処理計画策定 京都の自然200選（動物部門）選定
5年	環境基本法（公害対策基本法廃止）施行	京都の自然200選（地形・地質部門）選定
6年	環境基本計画策定	環境審議会設置（公害対策審議会廃止）
7年	容器包装リサイクル法制定 生物多様性国家戦略策定	環境を守り育てる条例制定（公害防止条例・自然環境の保全に関する条例廃止） 環境企画課及び環境管理課を保健環境部から企画環境部に移管 京都の自然200選（歴史的な自然環境部門）選定
9年	地球温暖化防止京都会議（「京都議定書」採択）開催 環境影響評価法、新エネルギー法制定 地球温暖化対策推進大綱決定	ナホトカ号重油流出事件 京都新エネルギービジョン策定
10年	地球温暖化対策推進法、家電リサイクル法制定	環境基本計画策定 企画環境部に環境政策監と地球環境対策推進室を設置 環境影響評価条例制定
11年	ダイオキシン類対策特別措置法、P R T R法制定	ごみ処理広域化計画、京と地球の共生計画（地球温暖化対策推進版）策定 I S O14001認証取得
12年	循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、グリーン購入法制定 新環境基本計画策定	循環型社会推進課設置 環境審議会と自然環境保全審議会を統合し、環境審議会を設置
13年	環境省発足 フロン回収破壊法、P C B特別措置法制定 P O P s 条約採択	不法投棄等特別対策本部、不法投棄等特別対策室設置 地球にやさしい21世紀府庁プラン策定 京都府庁グリーン調達方針施行
14年	新地球温暖化対策推進大綱決定 新生物多様性国家戦略策定 京都議定書批准、地球温暖化対策推進法改正 土壌汚染対策法、新エネルギー等利用法、自動車リサイクル法、自然再生推進法、エネルギー政策基本法制定、省エネルギー法改正	京都府レッドデータブック発刊 京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例制定 地球温暖化対策プラン策定
15年	第3回世界水フォーラム開催 循環型社会形成推進基本計画策定 環境保全・教育推進法制定	京都府循環型社会形成計画策定 産業廃棄物政策室、地球温暖化対策プロジェクト設置 京都府地球温暖化防止活動推進センター指定 京都府民の生活環境等を守るための 硫酸ピッチ* の規制に関する緊急措置条例制定 『環』の公共事業行動計画策定
16年	外来生物法制定 環境配慮促進法制定 ロシアの批准により京都議定書の17年2月16日発効が確定	京都府産業廃棄物税条例制定 京都府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定 京都グリーン購入ネットワーク設立 地球温暖化対策プラン（改訂版）策定 『環』の公共事業行動計画ガイドライン策定

第2節 京都府環境行政の基本方針

府の環境行政の推進は、7年12月に制定された「府環境を守り育てる条例」と10年9月に策定された「府環境基本計画」及び12年12月に策定された「新京都府総合計画」が基本となっています。

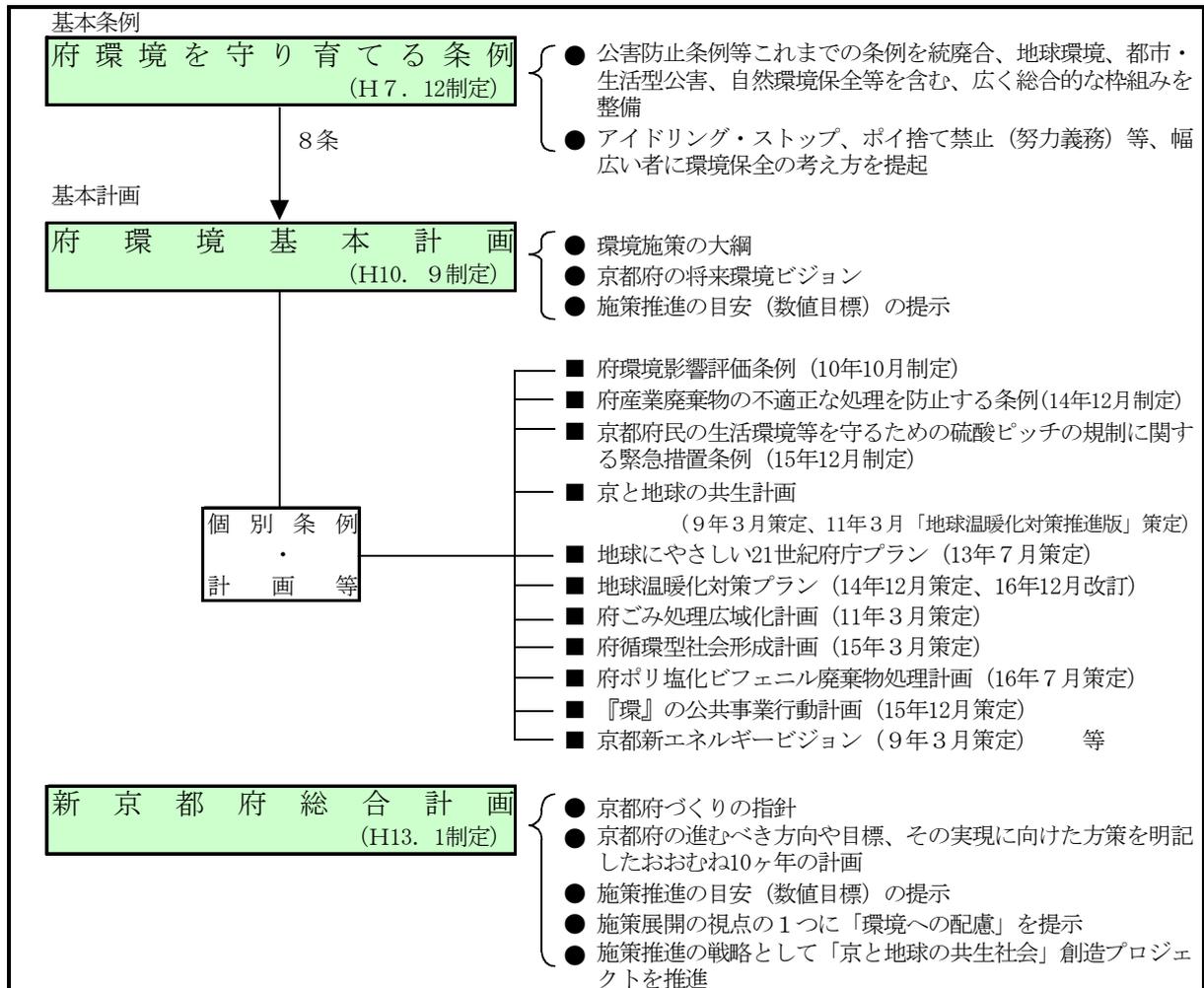
1 府環境を守り育てる条例の概要

府では、環境問題の構造的変化や地球環境問題への取組の必要性の高まり等に適切に対応するため、「府公害防止条例」及び「府自然環境の保全に関する条例」を統合するとともに、従来の枠を超えた新たな環境行政の枠組みを整備することとし、7年12月に「府環境を守り育てる条例」を制定しました。

■条例の特徴

- ① 自然とのふれあいの場の確保、緑化等の推進、野生動植物の生息等への配慮など身近な自然環境の保全等に関する規定を持つこと。
- ② 歴史的遺産や社寺林など歴史・文化的資源の保全に係る規定を持つこと。
- ③ 規制手法に加え、工場等の事業者自主的な環境管理規定を定めたこと。
- ④ 自動車の**アイドリング・ストップ***やごみのポイ捨て禁止などを規定。観光旅行者などの責務も規定するなど観光地京都の環境保全に配慮していること。
- ⑤ 自動車交通公害や生活排水、廃棄物減量など都市・生活型公害や地球環境の保全など幅広い環境問題を対象としていること。

図2-1 府環境を守り育てる条例と府環境基本計画等の体系図



2 府環境基本計画の概要

府環境基本計画は、府環境を守り育てる条例第8条に基づく「環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な施策の大綱」として、10年9月に策定したものです。

府環境基本計画は、府環境行政のマスタープランであると同時に、「将来のあるべき環境像をどう目指していくのかを指し示す」ビジョンとしての役割を併せもって策定されており、達成すべき内容については21世紀半ばを視点にしています。また、長期的目標実現のため、10年度から20年度までを計画期間とした施策目標や施策の方向を体系化しました。

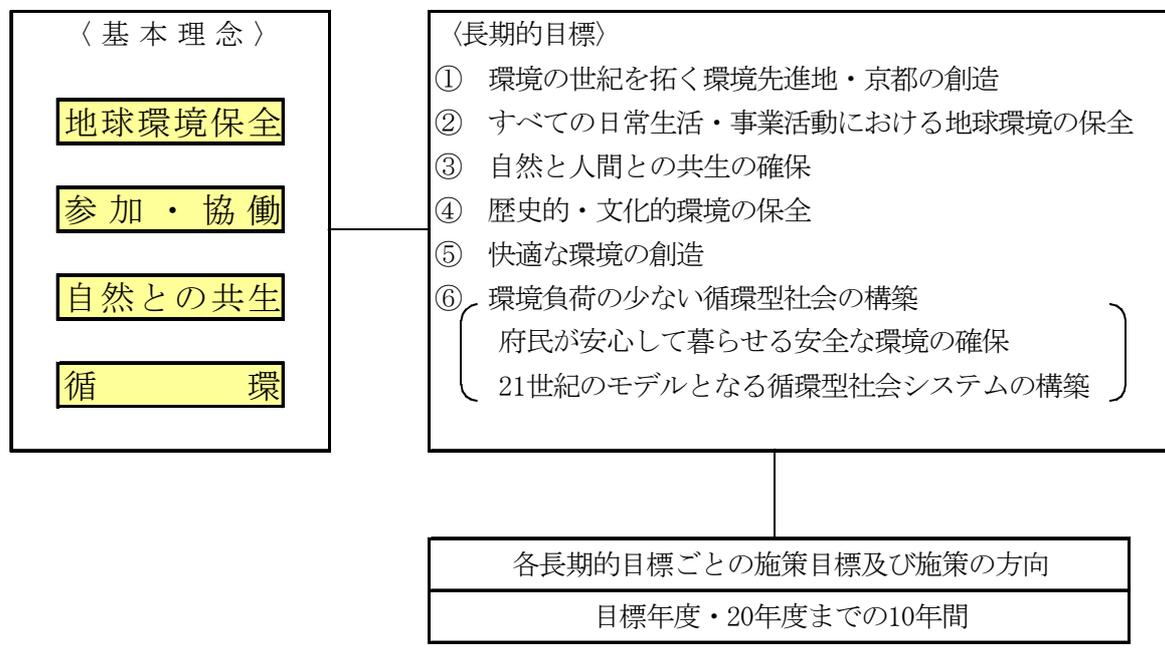
■基本計画の体系

目標年度・21世紀半ば

〈目指すべき環境像〉

「人と自然が共生することのできる歴史と文化の香り高い健全で恵み豊かな環境、安らぎと
るおいのある快適で住みよい環境」

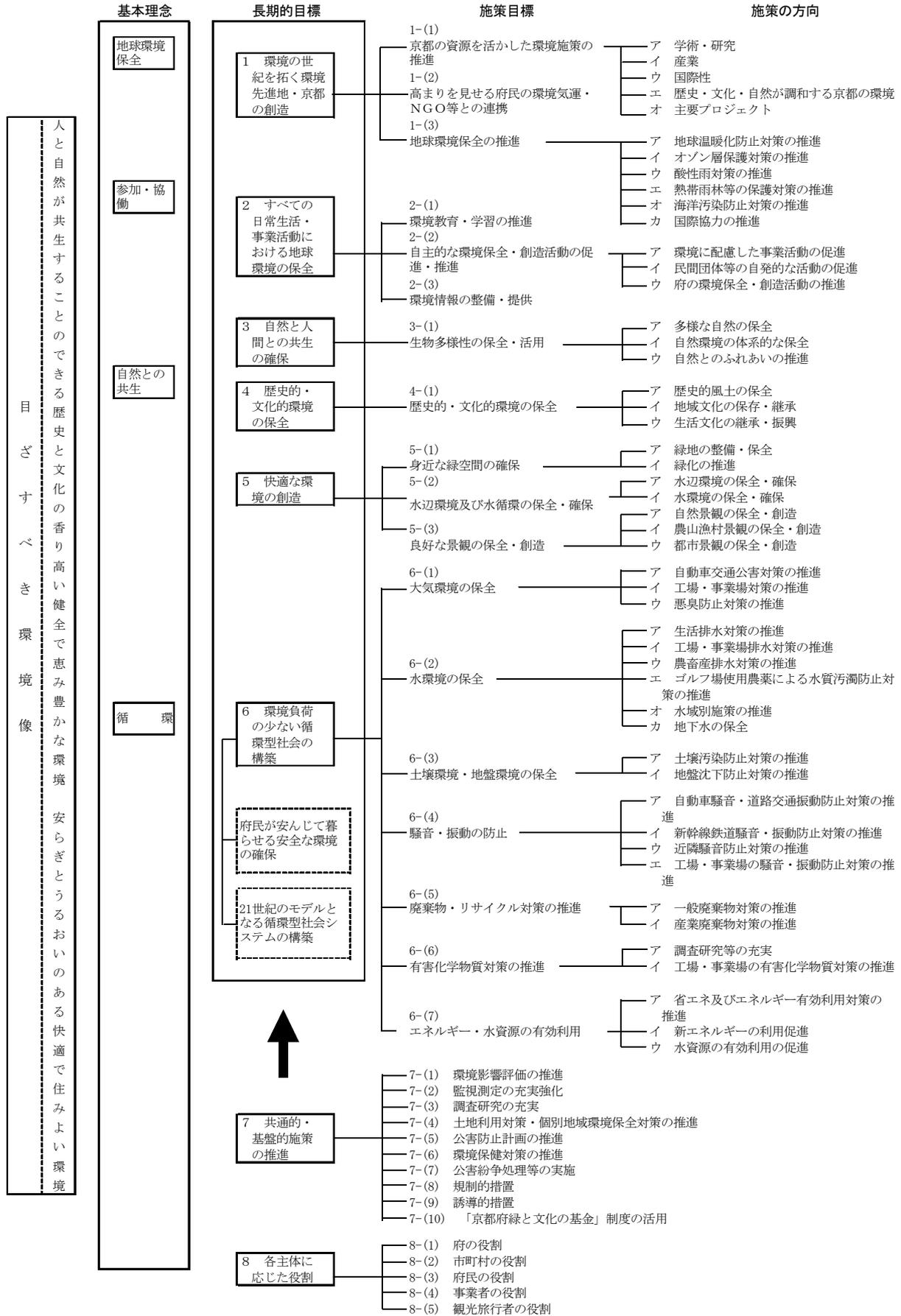
図2-2 基本計画の体系



■基本計画の特徴

- ① 環境先進地をめざす進取の気概を強調
長期的目標の最初に「環境の世紀を拓く環境先進地・京都の創造」を明記
- ② 京都の特性・資源を生かした環境施策の方向を提起
大学や研究施設等の集積、ものづくりノウハウ、京都ならではの生活文化、歴史・文化と融合した自然等京都にしかない特性・資源を環境施策の中に生かすことを提起
- ③ わかりやすい数値目標を設定
- ④ 施策推進を図る6つのリーディング・プロジェクトを展開

図 2-3 環境保全及び創造に関する施策の方向（体系図）



3 新京都府総合計画の概要

新京都府総合計画は、これからの京都府づくりの基本的な指針となるものとして策定され、13年1月にスタートしました。

計画では、京都府のめざす将来像の一つに「人と自然が共生する循環型社会」を、また、施策展開の視点の1つに「環境への配慮」を掲げたほか、新しい時代に必要プロジェクトとして「循環」と「共生」を基調とした持続可能な循環型社会に変えていくシステム作りや足もとからのライフスタイルの変革につながる環境学習への取組を提示した「京と地球の共生社会創造プロジェクト」を盛り込むなど、府の環境保全に対する強い姿勢を示したものとなっており、計画期間は13年から22年までの10年間となっています。

また、「新京都府総合計画実現のための中期ビジョン」（中間案）においても、「人・間中心」の京都づくり5つのビジョン（仮称）の一つに、「環境・文化創造の京都」を位置づけ、豊かな環境と新しい京都文化が創造される個性ある地域づくりを目指しています。

第3節 環境基本計画の推進状況

府環境基本計画の策定以後、府では、府環境影響評価条例の制定や京と地球の共生府民会議の設立、環境教育・学習の推進、地球温暖化対策の推進、国際協力の推進、府自然環境保全地域の指定、府**レッドデータブック***の作成、「府ごみ処理広域化計画」や「府循環型社会形成計画」の策定、**ダイオキシン類***調査の実施、15年4月に施行した「府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」をはじめとする不法投棄対策の強化、**フロン***の適正な回収・処理の推進など幅広い分野で、計画に示した方向に沿って着実に施策を進めています。

今後も、引き続き個別の施策を着実に推進することはもとより、庁内の総合力を一層高め、庁外の様々な主体とも連携しながら環境基本計画の更なる推進を図っていくこととしています。

表2-5 基本計画策定以後の京都府環境行政の主な展開状況
(リーディング・プロジェクト分を除く)

項目	展開状況	環境基本計画で示した方向
環境影響評価の推進	10年9月議会に条例案を提出、10月可決・成立。施行規則・技術指針等を策定、11年6月から施行（環境影響評価法との同時施行）。	京都の地域特性を踏まえたより実効ある制度として環境影響評価制度の条例化を行い、制度の充実を図ります。
地球温暖化防止対策の推進	11年3月に具体的な数値目標を示した「京と地球の共生計画－地球温暖化対策推進版－」を策定。14年12月には当面重点的に取り組むべき施策を明らかにした「地球温暖化対策プラン」を策定し、具体的な取組を推進。 更に、新たな施策展開を図るため、16年12月にプランを改訂。	温室効果ガス排出量削減の新たな具体的な数値目標を早急に設定し、それを達成するための計画を策定します。
京都府ごみ処理広域化計画の策定	11年3月に「京都府ごみ処理広域化計画」を策定。環境基本計画で示した一般廃棄物処理量の減量目標（△15%）をベースに、ダイオキシン排出量・資源化等の目標値を設定、分別収集システムの統一化やリサイクルプラザの整備等広域化の方向を明示。	広域化計画の策定等広域化も視野に入れた計画的な市町村の施設整備の促進や、ごみの減量化、リサイクルの促進を図ります。
ダイオキシン類調査の実施	10年度から、府独自のダイオキシン類調査（一般環境（大気・水質・土壌）及び廃棄物焼却施設等）を実施（12年度から、環境調査はダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視として充実実施）。 調査結果は、11年7月、12月、12年5月、13年6月、14年8月及び15年7月及び16年7月に公表。	環境中の濃度等について定期的なモニタリングを行い、また、規制対象となる廃棄物焼却施設の立入調査などにより実態を把握し、基準に適合するよう監視・指導します。
環境ホルモン独自調査の実施	11年度から、府独自の環境ホルモン調査（水質・底質）を実施し、調査結果を公表。（12年5月、13年6月、14年8月及び15年7月及び16年7月）	環境中の濃度等について定期的なモニタリングを行い、また、科学的知見の集積に努め、国等の情報を的確に把握し、府民等へ提供します。

項目	展開状況	環境基本計画で示した方向
不法投棄対策の強化	<p>不法投棄等の違法な行為に府を挙げた取組を強化するため設置した「京都府不法投棄等特別対策本部」のもと、「京都府不法投棄等特別対策（広域）機動班」を設置し、具体的事案に機動的かつ迅速に対処。</p> <p>「不法投棄等特別対策室」に、「機動班特別チーム（機動班S T）」を配置し、警察本部の「環境課」と一体となった指導・取締りを強化。</p> <p>11年度に導入した警察官OBを起用した不法投棄等監視員制度の強化。（16年度12人、府域全域で休日監視を実施）</p> <p>府民一人ひとりの「不法投棄をしない、させない、許さない」という気運を盛り上げるため、「不法投棄等撲滅京都府民会議」を設置し、地域住民と協働した府民運動を展開。</p> <p>独自の規制等（自社保管用地の届出、運搬指示票の交付等、搬入一時停止命令など）を盛り込んだ「府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」を15年4月に施行。</p> <p>硫酸ビッチの不法投棄等直面する課題に対処するため全国で初となる硫酸ビッチの生成・保管を禁止する「京都府民の生活環境等を守るための硫酸ビッチの規制に関する緊急措置条例」を16年1月に施行。</p>	警察等の関係機関との連携強化を図り、監視・指導に努めるとともに、告発などの措置も含め、厳正に対処していきます。
オープン層保護対策の推進	11年10月に京都府フロン回収・処理推進連絡協議会を設立。フロン回収の啓発事業のほか、フロン回収事業者等のネットワーク化を進めるため、フロン回収協力店認定制度の実施や、フロン回収・処理技術講習会の開催等の取組を推進。13年6月にはフロン回収破壊法が制定され、法に基づくフロンの回収・処理を推進。	フロン回収・処理システムを構築し、フロンの効率的な回収・処理を推進します。
京都府庁グリーン調達方針の策定	需要面から循環型社会への転換を促進するため、「京都府庁グリーン調達方針」を策定し、13年11月から施行。京都府の全機関においてグリーン調達に努め、取組結果をホームページで公表するとともに、市町村や事業者、府民に対するグリーン購入の普及を促進。	府自らも事業者、消費者として、先導的先進的取組の積極的な導入を図るとともに、環境の保全及び創造に関する取組を率先して実行します。
地球にやさしい21世紀府庁プランの策定	13年7月に「地球にやさしい21世紀府庁プラン」を策定。17年度までの5箇年計画で、学校や警察を含む全庁を対象に、CO ₂ など6種類の温室効果ガスの総排出量を11年度比で5.5%削減する目標を明示し、計画に沿って温室効果ガス削減の取組を推進。	府自らも事業者、消費者として、先導的先進的取組の積極的な導入を図るとともに、環境の保全及び創造に関する取組を率先して実行します。
京都府循環型社会形成計画の策定	府において、循環型社会の形成を推進していくための基本的な方向を示し、府民、事業者、環境NPO、府、府内市町村等の全ての主体が取り組んでいくための指針として15年3月に「京都府循環型社会形成計画」を策定。	環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環を基調とした社会を構築します。

○リーディング・プロジェクトの取組・推進状況

プロジェクト1 環境教育・学習推進（「環境まなびの輪」創造）プロジェクト

現在、学校での環境教育・学習や、府域の環境学習拠点の機器整備、環境学習ガイドの作成、また京滋地球環境カレッジなどの取組を進めています。

表2-6 プロジェクト1

現在進めている事業名	事業概要・進捗状況
総合環境学習ゾーン・モデル事業に係る環境学習拠点の機器整備	環境省が進める総合環境学習ゾーン・モデル事業により、府保健環境研究所や(財)地球環境産業技術研究機構、丹後あじわいの郷等府内8か所に、府民が自然や文化とふれあい、体験的に環境学習を進めるための学習用資器材を配備。現在、個々の環境学習拠点が連携し、それぞれの特長を生かした取組の推進が進められている。
環境学習情報の提供「環境学習ガイド」の作成	学校や地域での環境学習を進めるための府内各地の環境学習に係る施設や事業を紹介した環境学習ガイドブック「環境まなびの輪～環境学習ガイド～」を11年度に作成。作成に当たっては、環境NPOと共同で編集等を行い、市町村や企業、NPO等70施設を掲載。府内全学校に配布。また、滋賀県の協力を得て、より内容を充実させた「京都・滋賀体験型環境学習ガイド」を作成し、14年夏に府内全小・中・高等学校等に配布。
地球デザインスクール	自然環境と地域文化を学びながら、自然と人間が共生する未来の地球をどうデザインしていくのかを実験的に模索するソフト事業。 9年度に開講。16年度は「ペレット製造実験」、「手づくり森林鉄道教室」、「里山園芸講座」、「中間技術フォーラム」、「ぐうたら農学校」など29教室を開催。 10年度 21教室 11年度 21教室 12年度 28教室 13年度 27教室 14年度 19教室 15年度 29教室 16年度 29教室

現在進めている事業名	事業概要・進捗状況
エコツーリズム推進モデル事業	府内の豊かな自然や優れた文化など環境に負荷をかけることなく、直接ふれあい、体験できる機会を提供し、地域の自然・文化の保護及び地域経済の発展に貢献することを目的とするモデル事業で、丹後地域において11、12年度に実施した。 また、産・学・公で構成する「京都観光アカデミー」において「エコツーリズム」の研究を進めている。
京滋地球環境カレッジの開催	京都府と滋賀県の主催により、両府県民が京都・滋賀をフィールドに地域や年齢を超え、交流しながら体験的に学ぶ環境学習講座を13年度から実施。 13年度 6講座40名 14年度 6講座50名 15年度 6講座49名 16年度 4講座37名
環境学習モデル事業の実施	環境省の体験的環境学習推進事業を活用し、13年度に府内2学習拠点で環境学習モデル事業を実施。体験的な学習プログラムづくりを推進した。 地球デザインスクール（宮津市） 「ドングリの木を通して森と海を考える」 「丹後の冬を遊ぶ知恵」 南山城少年自然の家（南山城村） 「かやぶき屋根の小屋を作ろう」
自然体験学校ビオトープ倶楽部事業	京都府農業公園丹後あじわいの郷の園内ビオトープエリアを中心に、親子・家族で楽しみながら環境学習ができる講座を年間7回開催。 参加者 13年度 23組70名、14年度 29組96名、15年度 31組105名、16年度 31組86名
夏休み子どもネイチャースクール	丹後の海・山・川をフィールドに、夏休みの平日に地引き網体験、定置網、ブナ林観察、筏づくりなどを親子・家族で楽しめる自然体験講座で、夏休み中に4講座を開催 参加者 16年度 136名

プロジェクト2 環境ヒューマンネットワークプロジェクト

環境教育・学習、環境産業の育成等の重点施策のより効果的な推進を図るため、(財)大学コンソーシアム京都への環境をテーマにした単位互換講座への協力・提供や、幅広い分野の様々な主体の参画を得た地球環境保全ネットワーク組織「京と地球の共生府民会議」^{きょうアース(あす)}の運営、環境NGO*との協働などの取組を積極的に進めています。

表2-7 プロジェクト2

現在進めている事業名	事業概要・進捗状況
環境をテーマにした大学講座への協力・提供	① 環日本海アカデミック・フォーラム活動の支援として産・学・公の広範なネットワークのもとで、環日本海地域における学術文化等の知的交流を促進・支援し、この地域の産業・経済、学術・研究、生活・文化等の創造的発展を図る。その中で、環日本海諸国や日本海の環境に対する府民理解の醸成を図るため、(財)大学コンソーシアム京都で開催されている単位互換事業に環境をテーマとした講座の提供を行った。 10年度 「環日本海地域と環境」 117名受講 11年度 「環日本海地域の環境と経済」 136名受講 ② (財)大学コンソーシアム京都で開催されている地球温暖化対策関連講座への講師派遣の協力 11年度 「市民が主導する地球温暖化対策」 4名派遣 12年度 「環境NGO実践講座/市民がつくる環境政策」 6名派遣 13年度 「環境政策論」 延べ2名派遣 14年度 「環境政策論」 3名派遣 ③ その他、府内大学等からの依頼に応じて出講している。
共同取組による環境をテーマにしたシンポジウム・研究会の開催	環日本海アカデミック・フォーラムの活動として、11年度に環日本海環境協力会議と合同で「北東アジア地域環境協力における自治体の取組」をテーマに国際シンポジウムを開催した。また、12年度、13年度には、環日本海諸国の環境協力をテーマに韓国、中国、ロシアから専門家を招き、研究会を開催した。さらに、14年度には「環境をテーマに北東アジア地域の連携を考えるー第3回世界水フォーラムに向けて」をテーマにシンポジウムを開催した。 12年度 「環日本海地域の環境」「中国の温暖化問題」 13年度 「韓国グリーンツーリズム事情」「大規模河川の水質改善」 「中国の環境政策」「ロシアから見た京都議定書」
京と地球の共生府民会議の運営	地球温暖化防止をはじめとする地球環境保全に向けた取組を広範にかつ府民運動として展開していくため、「京と地球の共生府民会議」を行政、産業界、環境団体等の関係41団体により結成し、各構成団体間の連絡調整のネットワーク組織として、各種取組の情報交換等構成団体の自主的取組の支援等を行っている。 (構成団体 47団体 (16年12月末現在))
環境NPOとの環境学習ガイドブックの共同作成	環境NPO気候ネットワークと共同で、学校や地域での環境学習を進めるための府内各地の環境学習に係る施設や事業を紹介した環境学習ガイドブック「環境まなびの輪～環境学習ガイド～」を11年度に作成。また、滋賀県の協力を得て、より内容を充実させた「京都・滋賀体験型環境学習ガイド」を作成し、14年夏に府内全小・中・高等学校等に配布。
環境NGOと連携した環境学習講座の実施	環境NGOと連携し、京滋地球環境カレッジを開催。 13年度 気候ネットワークと連携 3講座 (京都府開催分) 14年度 環境共育事務所カラーズと連携 3講座 (京都府開催分) 15年度 環境共育事務所カラーズと連携 3講座 (京都府開催分) 16年度 環境共育事務所カラーズと連携 2講座 (京都府開催分)

プロジェクト3 「京都発情報」発信プロジェクト

環境保全分野での国際協力として、人的支援を中心とした国際協力を推進するため、海外からの環境技術研修生の受入れや、職員の海外派遣協力などの取組を進めています。

表2-8 プロジェクト3

現在進めている事業名	事業概要・進捗状況
海外からの環境技術研修生等の受入	環境保全分野での国際技術協力として、海外からの環境技術研修生等を受け入れている。 11年度、12年度 中国 陝西省環境保護局 職員 各1名 14年度 ブルガリア 環境・水省 生物モニタリング専門官 1名 15年度 ジンバブエ グエル市役所 環境衛生技術者 1名 16年度 中国 陝西省林業庁 職員 1名
海外への環境技術者派遣協力	JICA（国際協力事業団）が実施するメキシコシティ廃棄物対策計画調査事業に府職員を派遣し、ごみの増加が深刻化しているメキシコ市の減量化対策やリサイクル計画の立案等に従事、支援。（10年度） JICA（国際協力事業団）が実施する中華人民共和国における酸性雨モニタリングに係る技術指導に府職員を派遣し、「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク」の推進を支援。（12年度）
環境をテーマにした国際会議の開催	11年11月に、中国、韓国、モンゴル、ロシアの4カ国の中央政府環境政策担当者や技術者、国連環境計画等の国際機関からの出席を得て「第8回環日本海環境協力会議」を開催。（舞鶴市） 13年3月に「北東アジア国際アカデミックフォーラム釜山会議」を開催し、環境分科会において韓国と日本の研究者、企業等が議論した。（釜山市） 14年3月に、「北東アジア・アカデミック・フォーラムin京都」を開催し、水をめぐる北東アジア地域の環境協力について、日中韓の研究者、NPO等が議論した。（京都市） また、地方自治体レベルにおいて、北東アジア地域の環境問題に関する共通認識を深めるため、「北東アジア地域環境協力推進協議会」を8府県で組織し、「北東アジア地域国際環境シンポジウム」を開催した。 13年11月 中国 無錫市、南京市 14年5月 韓国 牙山市 15年11月 ロシア ハバロフスク市 16年10月に京都議定書の採択地である府とレニングラード州の友好提携10周年記念事業として、地球環境保全の大切さをPRするため、専門家による「日露環境シンポジウム」を開催した。

プロジェクト4 トップランナー支援プロジェクト

環境にやさしい府民や事業者の活動に対する社会的評価を高めるとともに、先進的な活動を積極的にPRするため、「京都府環境トップランナー表彰」や「エコ京都21（京都・環境を守り育てる事業所等）認定・登録制度」などの取組を進めています。

なお、府自らも11年度にISO14001*の認証を取得、環境目的、目標を定めて環境マネジメントシステムを運用し、環境に配慮した取組を推進しています。

表2-9 プロジェクト4

現在進めている事業名	事業概要・進捗状況
京都府庁のISO14001の認証取得・環境マネジメントシステムの運用	京都府自らが本庁組織についてISO14001の認証を取得することにより、府内事業所等の環境保全意識の高揚と省エネの促進を図っていく。 府は、11年11月に全国都道府県本庁舎では5番目となる認証を取得し、現在、庁内に環境マネジメントシステムを構築して、環境目標への取組・進行管理を進めており、11年度は95、12年度は104、13年度は109、14年度は107、さらに15年度及び16年度は125の環境目標を設定し、環境基本計画の達成に向けた取組を着実に進めている。14年11月には認証登録を更新した。
企業局における環境管理活動の推進	府営水道宇治浄水場は、12年11月に全国の水道事業者では3番目となるISO14001の認証を取得した。 この認証取得活動で得た成果を木津浄水場及び乙訓浄水場でも活かしながら、安全で質の高い水を供給する府営水道として自然環境の保全を意識した事業活動を展開している。 15年度からは、自然環境に深く関わる電気事業（水力発電・風力発電）及び工業用水道事業を担当する公営企業管理事務所においても、環境方針を定め、独自の目標を掲げて環境管理活動を推進している。
京都府営水道環境レポート（環境会計）の作成	府営水道は、環境に配慮した事業展開の仕組みを構築し、地球環境保全への積極的な取組を行っているが、この取組状況を紹介するとともに、その費用対効果についても体系的に明らかにするため、13年度から環境会計の手法を導入し、とりまとめている。

現在進めている事業名	事業概要・進捗状況
京都府環境トップランナー表彰制度	地球温暖化防止や循環型社会の形成など、環境の保全や創造に向けた先駆的・先進的な取組を行い、府民の環境配慮行動に多大な影響を与えた事業者及び団体を表彰することによって、「環境先進地・京都」を目指す意識の高揚を図る。 表彰件数 14年度：3団体、1企業 15年度：2団体、1企業 16年度：4団体、3企業
エコ京都21（京都・環境を守り育てる事業所等）制度	環境に配慮した事業所の拡大を図るため、二酸化炭素の削減や廃棄物の排出削減に積極的に取り組んでいる事業所や、創意あふれる環境配慮活動を推進している学校、地域、商店街等の認定・登録制度（地球温暖化防止、循環型社会形成、エコスタイルの3部門）を創設（13年度）。 16年度に、より高いレベルで取組を進める事業所等を「☆☆☆マイスター」「☆☆アドバンス」として認定する制度を追加。16年12月現在、130事業所等が認定・登録されている。

プロジェクト5 京都自然共生プロジェクト

府内における絶滅のおそれのある野生生物種の現状等を取りまとめた「京都府レッドデータブック」の作成や、優れた自然環境を府民の財産として保全するため府自然環境保全地域の指定や特定地域の公有化、里山等の保全対策などを推進しています。

表2-10 プロジェクト5

現在進めている事業名	事業概要・進捗状況
京都府自然環境保全地域指定事業	片波川源流域（北桑田郡京北町、京都市左京区）の優れた自然環境を府民の貴重な財産として保全するため、地域一帯を京都府自然環境保全地域に指定するとともに、伏条台杉の群生地を京都府の天然記念物に指定した。 ①片波川源流域京都府自然環境保全地域（11年3月30日指定） 106.63ha { 特別地区・野生動植物保護地区 35.60ha 普通地区 71.03ha } ②京都府指定天然記念物 「下黒田の伏条台杉群」（11年3月19日指定）
	近畿で有数の広がりを持つ丹後上世屋内山地域（宮津市、京丹後市）のブナ林を、京都府で2番目の府自然環境保全地域に指定した。 ③丹後上世屋内山京都府自然環境保全地域（14年3月26日指定） 115.24ha { 特別地区・野生動植物保護地区 67.15ha 普通地区 48.09ha }
「京都府レッドデータブック」の作成	府内における絶滅のおそれのある野生生物や保全を要する地形・地質、自然生態系、自然現象の状況を把握し、もって、府内の生物多様性を保全する施策の基礎的データとして活用するための調査を10年度から4年間かけて実施し、「京都府レッドデータブック」として取りまとめ、発刊した。 ・野生生物種 1,596種 ・地形・地質 176種類 ・地域生態系 210箇所
共育の森づくり事業	身近な里山林や都市近郊林において、地域住民や都市住民の参加による自立的、持続的な森林整備活動を通じて、「人と自然との共生」への理解を促す。 事業期間：13～17年度 実施地区：⑬綾部市、美山町 ⑭舞鶴市、京田辺市 ⑮亀岡市、伊根町

プロジェクト6 エコ・シンボル形成プロジェクト

関西文化学術研究都市や先進市町村などに**ゼロ・エミッション***に向けたシステムや省エネ、クリーン・エネルギー等の導入を図り、21世紀の環境都市像の具体化を目指すため、京都新光悦村や京都北部中核工業団地等、府が進める主要プロジェクトにも環境の保全・創造への配慮を取り入れるとともに、風力発電の導入など府内全域に環境重視の考え方を広く浸透させる取組を進めています。

表2-11 プロジェクト6

現在進めている事業名	事業概要・進捗状況
丹後地域における風力発電施設の建設	風力エネルギーを利用した発電事業の可能性について、10年度から11年度にかけ、NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）との共同研究による風況精査を実施し、12年度から風力発電施設の建設を進め、13年11月から運転を開始している。 事業場所：京都府与謝郡伊根町字野村小字太鼓山 規模：最大出力4,500kW（750kW×6基） 当初計画発電量：約8,500MWh（約2,300世帯の消費電力に相当）

現在進めている事業名	事業概要・進捗状況
太陽光発電の積極的導入	太陽光発電パネルを設置した施設の整備を積極的に進めており、府農業資源研究センター、府営水道宇治・木津・乙訓浄水場等の施設のほか、府立の運動公園など防災拠点内の照明灯の整備などの取組を進めている。
京都新光悦村整備事業	伝統産業と近代産業の融合を図り、京都の新たな生活文化の創造と産業の活性化を目指す新産業拠点「京都新光悦村」の整備を進めている。 整備地域：京都府船井郡園部町内林町・瓜生野地区 計画規模：約23ha 開発形態：ため池や雑木林などの自然の地形を生かした環境共生型の開発
京都北部中核工業団地整備事業	地域振興整備公団と共同で、長田野工業団地、綾部工業団地に続く北部地域の新しい産業拠点となる中核工業団地を整備した。 整備地域：京都府天田郡三和町みわエコートピア 規模：72.1ha（分譲予定地 31.3ha） 公園：調節池の水辺空間を活用したビオトープの整備やチップ状の樹木を敷きつめた散策路の整備 その他：自然との調和を基本におき、地球環境をも視点に入れた21世紀の工業団地として整備
関西文化学術研究都市建設における環境都市像の具体化	産・学・公の密接な連携のもと21世紀のパイロットモデル都市として、文化、学術、研究、産業の新しい拠点を形成するとともに、魅力ある居住環境、都市環境の創造を目指すナショナルプロジェクトである。 対象区域：精華町、木津町の全域及び京田辺市の一部 都市の面積：関西文化学術研究都市 約7,370ha（京都府域） 文化学術研究地区 約1,948ha（"） ・7年度に建設省の「環境共生モデル都市（エコシティ）」として木津町が認定され、環境に配慮したまちづくりを推進している。 重点整備地区：木津町南地区、木津中央地区 ・京田辺・精華・木津学研都市行政連絡会を中心に、学研都市全体の環境共生都市に向けたまちづくりを促進するとともに、「環境と調和したまちづくり（エコ・コミュニティ）可能性調査」を11年度に実施。今後エコ・コミュニティの実現化に向けた取組を図る。 ・学研都市におけるITS（高度道路交通システム）の推進。

表2-12 京都府環境基本計画進捗状況（施策推進の数値目標・数値的目安）

分野	項目	目標値	目標設定時	現状値
(府民意識)	○府民の周辺環境に対する満足度の確保		府民意識調査結果(満足度) H8. 10実施	府民意識調査結果(満足度) H8. 10実施
	① 空気のきれいさ	60%以上	52%	52%
	② 身近な自然の豊かさ・ふれあい	60%以上	48%	48%
	③ 歴史的環境の豊かさ・ふれあい	60%以上	47%	47%
	④ まちの静けさ	60%以上	46%	46%
	⑤ まちの清潔さ	50%以上	34%	34%
	⑥ まちなみの美しさ	50%以上	29%	29%
	⑦ 川や海のきれいさ	50%以上	23%	23%
すべての日常生活・事業活動における地球環境の保全	○日常生活等での府民の環境への配慮行動の実行率		地球環境問題に関する府民意識調査結果(実行度) (常に実行している) H8. 11実施	地球環境問題に関する府民意識調査結果(実行度) (常に実行している) H8. 11実施
	① 炊事や洗面では水の流しっぱなしをしない	80%以上	58%	58%
	② 新聞、牛乳パック等のリサイクルに取り組む	80%以上	55%	55%
	③ テレビや照明をこまめに消す	80%以上	48%	48%
	④ 消費電力の少ない商品を選ぶ	80%以上	40%	40%
	⑤ なるべく歩いたり自転車や公共交通機関を利用する	80%以上	39%	39%
	⑥ トイレトペーパーなど再生紙の商品を利用する	40%以上	24%	24%
	⑦ 地域環境美化活動に参加する	40%以上	13%	13%
	⑧ 買い物袋を持参したり、過剰な包装・袋を断る	40%以上	11%	11%
	⑨ 学校や家庭で環境問題について話し合う	40%以上	6%	6%
	○京都エコクラブの会員数	10万人	約1.1万人 (10年6月末)	約1.4万人 (16年7月末)
○ISO14001認証取得事業所数	300事業所	26事業所 (10年7月末)	510事業所 (16年12月末)	

分野	項目	目標値	目標設定時	現状値
自然と人間との共生の確保 歴史的・文化的環境の保全	○府自然環境保全地域及び歴史的な自然環境保全地域	600ha	府自然環境保全地域 —地域 —ha 歴史的な自然環境保全地域 10地域 297.83ha (9年度末)	府自然環境保全地域 2地域 221.87ha 歴史的な自然環境保全地域 10地域 297.83ha (14年度末)
	○淀川上流域 森林蓄積(材積)	約260万m ³	約240万m ³ (9年度末)	約260万m ³ (15年度末)
	○由良川上流域 森林蓄積(材積)	約400万m ³	約330万m ³ (7年度末)	約390万m ³ (15年度末)
	○保安林面積(国有林を除く)指定面積	約9万8千ha	約8万9千ha (7年度末)	約9万9千ha (15年度末)
	○鳥獣保護区面積	約4万ha	約2万7千ha (9年度末)	約2万9千ha (15年度末)
快適な環境の確保	○京都府管理道路の緑化の延長	660km	約360km (8年度末)	約478km (14年度末)
環境負荷の少ない循環型社会の構築	○大気汚染に係る環境基準の達成率	100%	92.1% (9年度)	100% (15年度)
	・二酸化窒素	100%	83.3% (9年度)	100% (15年度)
	・浮遊粒子状物質	100%	83.3% (9年度)	100% (15年度)
	・二酸化硫黄	100%	96.8% (9年度)	100% (15年度)
	・一酸化炭素	100%	100% (9年度)	100% (15年度)
	○低公害車導入台数	5万台	142台 (9年度末)	2,686台 (15年度末)
	○公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成率(公共用水域)			
	健康保護項目			
	・河川	100%	100% (9年度)	100% (15年度)
	・海域	100%	100% (9年度)	100% (15年度)
	生活環境項目			
	・BOD(河川)	100%	87.8% (9年度)	97.6% (15年度)
	・COD(海域)	100%	71.4% (9年度)	57.1% (15年度)
	・全窒素及び全リン(海域)	100%	40.0% (9年度)	80.0% (15年度)
	(地下水)			
	概況調査	100%	100% (9年度)	87.2% (15年度)
	汚染井戸周辺地区調査	100%	97.4% (9年度)	95.3% (15年度)
定期モニタリング調査	100%	74.1% (9年度)	79.7% (15年度)	
○水洗化普及率 京都府水洗化総合計画'98	100%	76% (8年度)	89% (15年度末)	
○自動車騒音に係る要請限度の達成率	100%	53.8% (9年度)	91.2% (15年度)	
○ごみ(一般廃棄物)処理量 (基準年:8年度)	15%削減	1,099千t/年 (8年度)	1,010千t/年 (14年度)	
○新エネルギーの導入 22年度までに開発利用が可能と考えられる量	450万Gcal	25.2万Gcal (7年度末推計値)	97.8万Gcal (14年度末推計値)	